

平成28年度 第2回 青森県男女共同参画審議会議事録

日 時：平成28年8月31日（水）

10：30～12：00

場 所：ラ・プラス青い森「メープル」

【出席委員】 日景会長、松本委員、小笠原委員、鈴木委員、秋庭委員、佐藤央子委員、益城委員、
富山委員、佐藤昭雄委員、今委員、中島委員

【欠席委員】 高山委員、櫻庭委員、内田委員、北村委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
○「第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）」原案について
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料】

- 資料1 第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）原案
- 資料1－2 第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）原案（素案修正見直し版）
- 資料2 成果目標
- 資料3 参考データ
- 資料4 第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）関連事業一覧（案）
- 資料5 スケジュール

【議事録】

1 開会

(司会)

定刻となりましたので、ただ今から、平成28年度第2回青森県男女共同参画審議会を開催いたします。

本日、御出席の委員は11名となっており、審議会成立のための過半数に達しておりますことを御報告いたします。

また、本日の審議会の議事録につきましては、後日、県のホームページで公表する予定としておりますので、御了承ください。

それでははじめに、鈴木環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

(鈴木部長)

皆さん、おはようございます。県環境生活部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、平成28年度第2回青森県男女共同参画審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から男女共同参画をはじめ県政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

前回の審議会では、平成29年度からの新たな青森県男女共同参画基本計画の策定に当たりまして、委員の皆様から指標の在り方や施策の方向性などについて御意見をいただいたところでございます。

本日の審議会では、前回いただいた御意見に対する回答や、プラン原案の修正内容について事務局から御説明申し上げ、改めて御意見等をいただきたいと思っております。

そして、本日出された御意見を踏まえ、事務局において計画案を再度整理した後、9月から10月にかけて県民の皆様をはじめ広く一般の方々の多様な御意見を県政に反映すること等を目的とするパブリック・コメントの手続きを行うこととしております。パブリック・コメント実施後は、県民の皆様などから提出された御意見を勘案した修正案について、12月に開催を予定しております次回の審議会において御審議いただく予定としております。

委員の皆様には、これまでのプランでも掲げてきた「男女が わち合い ささえ合う 青森県」という大目標を達成することができる計画となるよう、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ここで本日御出席の委員の皆様のうち、今年度初めて出席される委員を御紹介いたします。

青森県Vic・ウーマンの会副会長の秋庭礼子委員でございます。

続きまして、青森県高等学校長協会人権教育委員会委員長であります佐藤昭雄委員でございます。

なお、委員の皆様にお願いがございませう。恐れ入りますが、議事録作成のため、御発言の際にはマイクを御使用くださいますようお願いいたします。

では、ここからの議事の進行につきましては日景会長にお願いたします。よろしくお願いたします。

3 議事

○「第4次あおもり男女共同参画プラン21（仮称）」原案について

（日景会長）

改めまして、おはようございませう。よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります前に、会議の議事録に署名する委員を2名指名させていただきます。今回の署名者は、鈴木委員と佐藤央子委員にお願いたします。よろしいでしょうか。

よろしくお願いたします。

それでは議題に入ります。議題を御覧ください。次第3の「第4次あおもり男女共同参画プラン21（仮称）」原案について、事務局から説明をお願いたします。

<事務局説明>

（田中 GM）

青少年・男女共同参画課の田中と申します。

それでは資料1から資料5まで、順に御説明いたします。

まずプラン原案について、素案修正の見出し版の資料1-2を使いまして、主な修正点等について御説明いたします。資料1-2を御準備ください。

仮称でございますが、第4次あおもり男女共同参画プラン21につきましては、男女共同参画社会基本法に定めるとおり、国の男女共同参画基本計画を勘案しまして、国の施策に準じた施策とともに県の特性に応じた計画となるよう作成しています。また、青森県男女共同参画推進条例に定める県の基本計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく県推進計画として、国の基本方針を勘案して策定しております。

原案の記述につきましては、全体としてより適切と思われる表現や言い回しに修正しております。その他、修正点等について御説明いたします。

1ページでは、欄外の注1に男女共同参画社会の説明を加えております。

4ページを御覧ください。グラフのデータとして、前回の平成22年国勢調査から平成24年就業構造基本調査に変更しており、グラフを変更しています。完全失業者を含む労働力率から完全失業者を含まない有業率で女性の働き方の特徴を捉えることとしました。

19ページを御覧ください。現状と課題の部分で、○の3つ目に審議会等の女性委員割合の数値を記述しております。なるべく現状値を入れてはどうかということで、新たに追加しております。

21ページを御覧ください。重点目標2のタイトルですが、目標としてふさわしい表現に整理することとして、「推進」を削除しております。

同じく21ページ、施策の方向ですけれども、「1 女性のエンパワーメント機会の拡充」について、審議会等委員への女性の登用といった政策・方針決定過程の参画につきましては、重点目標1

で記述しているため、全体的なエンパワーメントとして記述を修正しております。

23ページを御覧ください。重点目標3のタイトルにつきましては、目標としてふさわしい表現に整理することとして、「推進」は削除しております。

同じく23ページの現状と課題の○の4つ目につきましては、表現を整理しております。

24ページの「2 ワーク・ライフ・バランス推進のための理解促進」につきましては、重複する部分もありますので、その下の項目、「男性の意識と職場風土の改革」にまとめております。

26ページを御覧ください。欄外の注釈17について、現状値を追加しております。

27ページの施策の方向の「女性の活躍推進」という表現については、その後に続く促進という単語との関連で「女性の活躍」に修正しております。

28ページを御覧ください。「4 女性の起業支援」で、「男性に比べると少ない」という表現を削除しております。課題が少ないとして捉えられる可能性もあるため、表現を修正しました。

29ページ、重点目標5につきましては、表現が分かり難いという意見があったため、現行プランに表現を合わせることとし、自営のサービス業も対象となるよう、商工業等としています。

また欄外の脚注21として現状値を追加しております。

30ページを御覧ください。30ページの中段「2 農林水産業や自営の商工業等の分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進」につきましては、時系列を勘案して項目を並び替えております。

31ページの現状と課題の○の2つ目と3つ目につきましては、分りやすいように記述を修正しております。○の4つ目につきましては、前回審議会の勉強会の内容を踏まえ、表現を修正しております。また、欄外にも脚注を追加しております。

32ページを御覧ください。「2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」につきましては、方向性の記述の部分で男女共同参画の視点としていることから、①から④までの「男女共同参画の視点を踏まえた、」という記述は削除しています。併せて、現計画の第3次プランの重点目標10「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり」の施策の方向を網羅するような記述に修正しています。⑤の性的マイノリティに関する記述につきましては、分野ごとに各課が対応することとして記述しております。

33ページ、重点目標7の現状と課題、○の2つ目の4行目から5行目にかけて、この項目に係る国の表現を参考に記述を修正しております。また、環境に関する記述について、○の3つ目に新たに記述を追加しております。○の5つ目につきましては、施策の方向で市町村計画の策定を掲げているため、ここで必要性を追加しております。

33ページから34ページにかけて、時系列などを勘案して項目を並び替えるとともに、環境の項目を新たに追加しております。

34ページの「2 市町村の取組促進」につきましては、最後に男女共同参画地域ネットワークの取組について追加しております。

35ページの現状と課題につきましては、他の重点目標の記述とのバランスから、最初に結論的なものを述べないこととしまして削除しております。

37ページ、重点目標9の現状と課題の○の1つ目、「性と生殖に関する問題について、」は記述が重複しており整理しております。また、そのページの欄外の脚注に、現状値を追加しております。

39ページの重点目標10の現状と課題の最初の男女共同参画社会の定義については、第1章の

冒頭の欄外へ脚注として記述することとしました。

4 1 ページの重点目標 1 1 につきましては、内容が教育、メディアのみの記述であること、また意識改革については重点目標 1 0 で取り組むため削除することとしました。○ 2 つ目の後段、「進路選択は」からの記述につきましては、北村委員からの御意見に基づき修正しております。

4 2 ページの「2 メディアを通じた男女共同参画の推進」に①と④を追加しております。

4 3 ページ、重点目標 1 2 の現状と課題の○の 1 つ目の 1 行目につきましては、本県の特徴を踏まえた現状として記述しております。○の 2 つ目は、記述の順番を整理したものです。○の 3 つ目につきましては、災害発生時とすると非常に短い期間が連想されるため、記述を修正いたしました。

4 4 ページの「3 男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割の明確化」については、男女共同参画センターの役割を整理しております。

4 4 ページから 4 5 ページまでの「4 復旧・復興対策の男女共同参画の推進」につきましては、施策の順番を入れ替えております。

4 6 ページを御覧ください。第 3 章の最初の説明の中で、3 行目につきましては 4 8 ページの項目「3 関係機関、民間団体、企業等との連携」と表現を合わせるため修正しております。

その下の修正箇所につきましても、4 9 ページにある「5 青森県男女共同参画センターの機能充実と連携強化」の表現と整合性をとるように修正しております。

4 8 ページの「3 関係機関、民間団体、企業等との連携」中の修正箇所につきましては、協議会の設置については予定はしていますが確定ではないため、削除しております。

4 9 ページの脚注につきましては、県の所管課である行政経営管理課のホームページを参考に修正しております。

資料 1 - 2 につきましては以上でございます。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

計画に基づく成果目標（案）ということで、施策の方向に応じた具体的な取組を実施することにより達成を目指す水準として、現行プランと同様に 1 0 の項目について挙げております。

継続する目標としては、No. 1、2、4、6、8、9 の 6 項目となっております。それからピンクの網がけをしている部分につきましては、女性活躍推進法関係の項目です。

まず目標の 1 につきましては、県審議会等委員に占める女性の割合についてです。現行プランでも目標としておりますが、国の成果目標の平成 3 2 年、4 0 % 以上を踏まえまして、平成 3 3 年度末で 4 0 % 以上としております。現行プランの平成 2 8 年度における目標値も 4 0 % 以上としておりました。成果目標として設定する理由としましては、行政における政策・方針決定過程への女性の参画は、男女の多様な意見が行政に反映されることにつながり、男女共同参画社会の実現に通じるため、としております。

次に目標の 2 につきましては、県内事業所における男性の育児休業取得率についてです。現行プランでも目標としておりました。目標値としては、2. 7 % としております。目標値は、「のびのびあおもり子育てプラン」におきまして、平成 3 1 年度目標を 2. 0 % としていることを踏まえたことと、それから全国の平成 2 7 年度実績である 2. 6 5 % を参考にしております。成果目標として設定する理由といたしましては、男性の家事・育児参画の拡大は、女性の活躍推進を支えるためとしております。

目標の3につきましては、女性の活躍推進関連の県登録制度への登録企業数としております。第4次プランで新たに設定するもので、目標値としましては、「あおりワーク・ライフ・バランス推進企業」、「あおり女性の活躍応援宣言企業」とも、平成33年度末で各100団体としております。目標値は、「あおりワーク・ライフ・バランス推進企業」は年10団体程度、「女性の活躍応援宣言企業」は年15団体程度増加させることとしております。成果目標として設定する理由としましては、当該登録制度については、企業等のワーク・ライフ・バランス又は女性の活躍に係る取組推進のきっかけになりうるものであり、登録企業数が増えることは、県内におけるワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍推進に向けた気運醸成に通じるため、としています。

目標4につきましては、家族経営協定締結農家数についてです。現行プランでも目標としております。目標値は、年30戸程度の締結農家数を増加することとして、目標値を平成33年度末で1,450戸としております。成果目標として設定した理由といたしましては、家族経営協定は、農業経営の方針決定だけでなく、勤務時間や休日といったワーク・ライフ・バランスに関する内容を含んでおり、また、協定締結農家数が増加することは、農山漁村における男女共同参画社会の形成に通じるため、としております。

目標の5につきましては、DV防止等に関する基本計画策定市町村数についてです。第4次プランで新たに設定するもので、目標値は第3次青森県DV防止・被害者支援計画において目標値の設定をしていないことから、平成33年度末で増加していることとしています。成果目標に設定する理由としましては、DVに代表される女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重大な課題であり、県内各地域において策定するDV防止等に関する基本計画に基づきまして、地域での取組を進め、課題解決を図っていくこととしています。

目標の6につきましては、男女共同参画センター講座参加者数（男女別）についてです。現行プランでも目標としております。目標値は参加者数を維持するとともに男性参加者数を全体の3分の1となるよう設定し、平成33年度で女性2,200人、男性1,100人としています。成果目標として設定する理由としましては、固定的性別役割分担意識の解消は、男女共同参画社会の実現に向けて不可欠で重要な課題であり、男女共同参画センターを核とした活発な男女共同参画の理解促進活動を通じて意識改革を図っていくためとしています。

目標の7につきましては、家事・育児・介護等への男性の理解・参画促進に関する研修等の数及び参加者数についてです。第4次プランで新たに設定するもので、平成27年度の実績を踏まえ、取組を促進するため2割程度多い数となるよう、目標値を平成33年度末で累計65件、約2,100人としています。成果目標として設定する理由としましては、男性の家事・育児・介護等への参画をはじめとする取組の推進は、女性の活躍推進を支えるものであり、研修等の充実は、当事者だけでなく周囲の理解促進につながり、男女共同参画社会の形成に寄与することが期待されるため、としています。

目標の8、消防団員に占める女性の割合については、現行プランでも目標としているものです。国の目標値を踏まえ、平成33年度で5%としています。成果目標として設定する理由としましては、地域防災の担い手である消防団員として女性が活躍することは、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策につながるため、としています。

目標の9、市町村男女共同参画基本計画の策定率につきましては、現行プランでも目標としておりまして、引き続き全市町村の継続的な計画策定を目指すこととしており、平成33年度末で

100%としています。成果目標として設定する理由としましては、県内各地域において、男女共同参画に関する基本的な計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、男女共同参画社会の実現を目指すため、としています。

目標の10、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率については、第4次プランで新たに設定するもので、国の成果目標を踏まえて目標値を設定し、平成33年度末で80%としています。成果目標として設定する理由としましては、地方創生にあたっては女性の活躍が鍵とされており、市町村における取組を計画的かつ効果的に進めるための推進計画を策定し、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進するため、としております。

続きまして資料3を御覧ください。参考データということで、重点目標に関連して男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で参考にするものということで数値を挙げております。

資料の中で、現状値のうち青く塗っている部分につきましては、後日、最新値に更新させていただきます。

次の資料4は第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）の関連事業一覧（案）です。こちらについては計画に基づいて実施する事業内容についてイメージしていただくために作成したものですので、説明については割愛させていただきます。

次に資料5を御覧ください。今後の策定スケジュール（案）をお示ししております。本日の審議会の意見をもとに、庁内調整を経た上で、先ほど部長からも話がありましたけれどもパブリック・コメントを実施いたします。その後、再度庁内調整を図りまして、12月に予定されております審議会に再度お諮りする予定です。その後につきましては、記載のとおりの手続きを経まして、2月を目途に計画策定ということで考えております。

説明は以上です。

（日景会長）

御説明、ありがとうございました。丁寧に御説明をいただきましたので、皆さん、御理解できたのではないかと思います。

このプラン原案につきましては、各委員に事前に配付をされておりましたので、これに関する質問・意見等があれば事前に提出できることになっております。事前に提出された質問等があれば、事務局から報告をお願いいたします。

<討議>

（田中 GM）

御報告いたします。御意見・御質問について、事前にお伺いをしたところ、益城委員から意見の提出がございました。

意見といたしまして、「成果目標（案）No.2」、先ほどの資料の2になりますけれども、「県内事業所における男性の育児休業取得率について」ですが、「育児休業をした場合、給与が100%支給されないことから、有給休暇の取得を選択するケースがあります。ここでの目標値があくまでも育児

休業であるとするれば、制度の見直しも必要になるのではないかと思います。ただ、重点目標3の2を見る限りでは、男性の子育てへの参画促進をねらいとしているので、育児休業にこだわることもなく評価の手法を検討する必要があると考えます。」ということまでいただいております。

(日景会長)

ありがとうございます。益城委員から事前に御意見があったということですが、それでは益城委員から、この意見の趣旨説明をお願いできますか。

(益城委員)

益城です。うちの職員が育児休業を取る割合は、女性は100%ですが男性は0%です。ただ、育児休業という名前だけでみれば0%ですが、年休取得で育児休業という形になっている場合があります。それでなぜ育児休業を取らないかという、やはり給料の面が一番の理由になっています。だからといって、100%給料を出した方がいい、ということではなくて、その後にもコメントを載せていましたけれども、育児休業を取る、イコール給与が下がる、そのためにどういう計画を事前に組んで育児休業取得に向かった方がいいんだよと、そういう教育が事前にされていればもっと育児休業取得率が上がるのかなというのが1つの考えです。それから目的としては育児休業を取るのではなくて、育児参加が目的であるとするならば、育児休業取得にこだわる必要もないのかなと。年休を取って育児に参加することもありなのではないのかな、と思いますので、実はここに隠された裏に、年休で育児休業に替えている面もあるのではないかな、ということを感じて意見とさせていただきます。

(日景会長)

ありがとうございました。

それでは、この育児休業について、佐藤央子委員の方から、御専門といいましょうか青森労働局の方なので、これについて少し御意見等をいただけないでしょうか。

(佐藤委員)

おっしゃるとおり、男性の育児休業取得率が、全国の数字もそうですけれども青森県内の数字も、なかなか伸びないんですね。そこの一番大きな理由は、やはり無給であるということが大変大きいと思います。あと、会社の体制的に男性が育児休業を取るという意識がまだできていないというのも大きいと思いますけれども。

それについては先ほどお話がありましたけれども、給与を100%にすればいいかという、やはり休んでいる人の裏でその方の仕事をしている周りの方もいらっしゃるので、100%有給にするという考え方は、北欧などでは9割ぐらい支給しているみたいですがけれども、なかなか日本ではまだまだ、ノーワーク・ノーペイという考え方があるので100%有給にするというのは非常に難しいかなと思います。

ただ、それに代わるものとして、育児休業給付ということで、ハローワークの方から休んでいる間、休んでいる本人に給付がなされます。それが6か月間は給与の67%出ます。育児休業というのは1年取れるんですけども、6か月を過ぎますと50%に下がるわけです。それはどういう意味かと言うと、ねらいは妻と夫が半々ずつ、6か月ずつ取ると、一応妻が67%給付されて、その

後、残り6か月を夫が取るということで67%。両親が取れば常に67%、国から出るという仕組みを、2年くらい前でしたか作りまして、男性の育児休業取得を推進するような施策として考えたわけなんです。

今のところ、国としてはその辺がギリギリかなと考えています。

それと今、益城委員が大変重要なことをおっしゃったと思います。男性が育児休業を取るのは大変いいことだし、本当に一番大変な時に妻の助けになると思うんですけども、大体男性の育児休業というのは1週間とか、その程度なんです。育児というのはずっと続くわけで、その後が長いわけですので、やはり育児休業を単発で取るというよりも、ずっと育児に、子育てに関わっていくと、男性が常に関わっていくと。妻に協力をするというのではなくて、共にやるという意味で関わっていくということが非常に大事なと、私も常日頃、思っています。単発的に育児休業を取ればいいという問題ではないので、その辺のところは非常に私も同感している部分でございますので、長く関わるという施策も今後、本当に必要だなと思っています。

以上です。

(日景会長)

ありがとうございました。

もう1人、委員の中で今委員が、会社員ということで、ご自分の職場で育児休業について何かございましたらお願いします。

(今委員)

当社でも、やっぱり女性の育児休業が過去3年くらいで、1人だけ有給休暇で3か月くらい取った人がいるんですけども、その他は100%、皆、取っているという状況の中で、男性がやっぱり1人もいないという状況でした。

いろいろ私達の会社でも女性の活躍推進であったりワーク・ライフ・バランス推進企業として一応認定していただいたり、そういうところに力を入れて取り組んでいく中で、男性の育児休業を取得してもらうためにはどうしたらいいのかというのを会社で考えまして、さっきおっしゃってみたいに、給与が無くなってしまって、ハローワークの方から67%とか50%出るところがネックになっているのではないかなというところがあったので、一応、有給の特別休暇で、それを育児休業にして男性の取得促進を働きかけましょうということで、今年、取り組んだばかりなので、まだ取った人は出ていないんですけども、会社の規則を変えました。そしてうちの会社では男性の育児休業の取得も促進しているんだよということを行動計画に載せて、社内に掲示をしてという形で今、取り組んでいる最中です。

以上です。

(日景会長)

ありがとうございます。現状がある程度分ったかなと思いますが。

それでは、育児休業に関する益城委員の御意見をもとに、皆さんからの御意見等を伺いたいと思いますが、他にいかがでしょうか。今の佐藤央子委員と今委員の意見を踏まえて、他に何か御意見があればお願いします。

もう少し具体的に申しますとプラン原案に、「いや、こういうふうにそのまま」という御意見もあるかと思ひますし、「いや、こういうふうにしたらどうか」というような御意見もあるかと思ひますが。そのあたりのことで御意見をいただければと思ひます。

鈴木委員は労働者の関わりのところなので、何か現状も踏まえて今のようなどころについていかがでしょうか。育児休業のことについて。

(鈴木委員)

そうですね、実態はやはり、男性の方が取れる環境も含めてなんですけれど、今はちょっと連合の方にいますが、元々いた会社でも推進はしているんですけれども取れるというのが単発であったり、取ったからいいでしょう、みたいなのが現状なんです。

ただ、いま、世の中がどうしても男女平等とか共生、共同参画となってきた中では、やはり子育てとか出産というのは必ず欠かせないものなので、計画的でない方ももちろんいらっしゃると思ひますが、大体、妊娠してから10か月ありますよね。そういう計画的にいついつ出産と逆算をしていけば、今のハローワークなどの助成金とか、保険でもらえるということ等を含めて、この分だけは貯めておいて備えましょうというような活動はしていました。それがなかなか実際に、どうしても男性の方が働いてという構図から、なかなか逆転ができないというのが現状なんです。

女性の方も子育てをしても男性よりも女性が正社員であれば転職をしたりとか、もう流通はそういうのが割りと多いので、男性の方が転居転身して、子どもを見ながら、あとは女性が上に向かってという資格を持ってなりたいという人達はそういうのを促進してやっていると。

お金が0になるということも含めてなんですけれど、それは実際にすぐではない話なので、そこはやはり貯蓄と、あと、その部分を補填していくような活動を、組合ではやっていました。

以上です。

もう1つ、いいですか。

ここの資料2の中で気になったというか、例えば成果目標6になると、女性の人数がきちっと把握されて2,150人となっているんですけれど、今の育児休業というのはパーセントになっていますよね。そうすると、何かボワッとしていて、何人中何人が取ったのか、何人が目標なのかというのがちょっと分りづらいので、できたらこういうのも数字を掲げていただくと分りやすいなと思ひました。

(日景会長)

ありがとうございます。

今、違う御意見が出たので、まずは育休について1回整理をしてからそちらの方に行きたいなと思ひているんですけれども。

よろしいですか、鈴木委員。

富山委員、どうぞ。

(富山委員)

男性の育児休業取得率についてですが、この目的が男性の育児参加であれば、育児休業という形ではなくて出産前後に、あるいは出産して1年の間に子育てに関係するために休んだ者というふう

にした方がよろしいかと思うんです。

というのは、先ほどおっしゃられたように、男性は育休は1週間くらいが多いと。1年取る人と1週間取る人をまとめて何%という統計は非常に無理があると思います。

実際に医師はどうかと申しますと、育休ではなくて有給を取って休ませているというところが最近出てきました。例えば、2週間休みをあげると、実際は10日間の有給を使うと2週間のお休みになるわけです。もしかしたら、男性もそのような形で、例えば5日休めば、有給を取れば1週間のお休みになります。そして有給を全部消化している人というのはそんなに多くないのではないかと思いますので、その機会に有給を使っても休ませるといような形で会社、事業所が促進していくということも大切かと思えます。

(日景会長)

なるほど、そういう御意見がありますが。

これについて事務局の方ではいかがですか。

(田中 GM)

まず先ほど鈴木委員からお話のありました、パーセントではなくて具体的な数があったほうがいいのでは、ということでしたが、標本調査の結果をもとにしておりますので、引き続きパーセントでお示ししたいと考えております。

それから成果目標としましては、いろいろ御意見が出ておりますが、育児休業の取得につきましては男性の家事育児参画の一部でありまして、男性の育児休業取得を促進することにより取組の裾野を広げていきたいということで考えております。

これに関連しまして、成果目標7にあります家事・育児・介護等への男性の理解・参画促進に関連する研修等の数及び参加者数、こちらも着実に実施して増やしていくということでの取組で推進していきたいと考えておりますので、この辺の取組とあわせて男性の家事・育児参画を進めていければということで、全体としてそういう取組を進めていきたいということで考えております。

また、委員から出ておりましたけれども、国の第4次計画でも男性の配偶者の出産直後の休暇取得率を成果目標としておりますので、参考データの方に国と同様の項目を追加する方向で調整させていただきたいと考えております。

(日景会長)

よろしいですか。

ありがとうございました。今ので多分御理解できたのかなと思いますけれど、よろしいでしょうか。

他にいかがですか。育休についてはとりあえず今までの御理解はできたかなと思うんですが。益城委員の御意見にあった数値目標については、取りあえずこのままいくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

確かに私の勤務先でもいただいた御意見のような現状がございまして、男性の育児休業取得率は大変少なく、労働局にくるみん取得を申請したいところではあるんですが、なかなか申請できる状況になっていないと。そのネックは、益城委員がおっしゃったような、やっぱり給与の問題はと

ても多いということと、多分青森県の特徴の中で3世代同居と、つまり近くで育児を担ってくださる人がいるというような背景があったり、それから青森県はやっぱり賃金が大変低いということ、正規雇用者も少ないということもありまして、賃金を上げるためには休んでいられないということが県民の背景にあるように思われます。

そこで、育児休業ということを考えた時には、やはり育児休業の趣旨というのはとても大事なところかと思っておりますし、年次休暇とは全く趣旨が異なりますので、そのあたりを御理解いただいて、今回の県のプランに関しては一応これでいくということと、併せて現状が有給で、いわゆる結果的には育児を担っている日があるというようなことを考えるならば、先ほどのように国の第4次計画の成果目標のところを入れてもいいのかなと思うところではあります。

これについては、少し事務局と後ほど相談をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次にいってよろしいでしょうか。

それでは育児休業以外のところで御意見、御提案、御質問等ございましたらお願ひいたします。

松本委員、お願ひいたします。

(松本委員)

松本です。私の方から、質問というんでしょうか、いつもすごいこの資料を準備していただいて、大変御苦勞をされているんだなというのは分るんですけども。

資料2の5番です。DV防止等に関する基本計画策定市町村数ということで、現状値が29になっていますけれども、目標値が増加となっていて、これ、仮に1つでも増加すれば増加ということになってしまって、きちんと目標値を定めた方がそこに近づけるという努力をより一層するのではないかなという気がします。

ですので、元の計画では目標値を設定していないということですが、目標値を設置できなんでしょうか。私の不勉強でトンチンカンな質問なのかもしれませんが、増加というと、取りあえず1つでも上がったら増加でしょうとなると、努力をより一層しなくなるような気がして。それであれば明らかに獲得目標を決めて、そこに近づいていくというような方向の方が活発化するんじゃないかなと思ったので質問をさせていただきました。

(日景会長)

ありがとうございます。これについては、事務局、何かございますか。

(山谷課長)

このDV防止法に基づく基本計画をこどもみらい課で県全体の計画として作った時に、市町村の策定をどうするかということは目標数値を定めていません。ですので、県の男女共同参画のプランの中だけで目標数値を定めるということ難しいという状況で、とにかく今、策定している市町村よりは増やしていくということを努めるという形での目標設定にならざるを得なかったということが、担当課とのやり取りでございましたので、報告をさせていただきます。

具体的に私どものプランの方では定めることができないということです。

(日景会長)

ありがとうございます。

いかがですか。

(松本委員)

例えばですけれども、もう思い切って全市町村ということにするのは難しいのでしょうか。

(山谷課長)

私どもの方ではそれはちょっとできかねるということなんです。

担当課の方でのプランの中では定めていないので、私達の方では勝手に定めることができないという現状にあるということです。

ただ、担当課の方ではできるだけ働きかけて増やしていくために取り組みたいということはおっしゃっていましたので、そこに期待していきたいと思っております。

(日景会長)

ありがとうございます。

松本委員、御理解いただけましたか。

ありがとうございました。

それでは他にいかがでしょうか。御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員)

質問なんですけれど、今、現段階では、今のDVの件もそうなんです、重点目標としてということの施策の方向なので、例えば運用の仕方とか、それをどういうふうに具体的にやっていくというのは、今はその議論ではないということでもいいんですよ。

内容について、運用の仕方、それでは具体的にどうやっていくのかというのが、今、私もこのDVのことをちょっと考えていまして、ただ、例えば資料1-2の35ページの方に細かく記載されているんですけれど、施策の方向の1の中で①として「女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備」とか、取組を推進しますという中で、じゃあどうやっていくのかと。

最初に配偶者からの暴力というのは、何と言いましょ、個人的なものでもありますし、とても神経を使うようなものですので、こういったところに例えば専門家の方が入ることとか、あとやはり男性よりも女性の方が相談をしやすいということとか、あと、ここで解決ができなかった時にはどうなっていくかということとか、そういうのはここではそういうことは議論しないということの解釈でよろしいんですよ。そうなんですよ。

(日景会長)

これについて事務局からお願いできますか。

(田中 GM)

今お話をしたのは、各市町村にそういうDV防止法の関係の計画を作るかどうかの目標数値を今、私達の段階では設定できないというお話だったのですが。

資料4を御覧いただきたいのですが、10ページのところにこのDVの基本目標に、重点目標8「女性に対するあらゆる暴力根絶」に関しては、実際は警察本部なり、こどもみらい課なり、当課もですけれども、様々な事業、施策を実施しています。この大元の計画自体はこどもみらい課の方で所管しておりますけれども、今は第3次のDV防止・被害者支援計画に基づいて様々な施策を推進しているという実態はございます。

(日景会長)

よろしいですか。

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員)

成果目標のことなんですけれども、参考データに県の管理職に占める女性の割合が出ているんですけれども、これは多分、女性活躍推進法の関係で特定事業主ということで、県庁の中でも行動計画の中に多分管理職数の目標値を掲げているんじゃないかと思うんです。

その目標値と同じくするかどうかは別として、成果目標にも県の管理職に占める女性の割合というものを掲載することは難しいでしょうか。

というのは、やはり県内の企業で女性の管理職がなかなか伸びない状況で、やはり国とか県というのは、見本を示す立場にあると思いますので、率先して女性の活躍推進というのは進めていかなければいけないと思っていますので、その重要な部分について成果目標に入れていただければいいなと思っていますが、いかがでしょうか。

(日景会長)

ありがとうございます。事務局からお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(山谷課長)

今日は人事課の担当も来ておりますけれども、県の成果目標にするかどうかとなると人事当局と協議をしないと挙げられるかどうかというのも今の段階ではお答えできないので、協議をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(日景会長)

よろしいですか。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。一応、予定ではこれを踏まえてもう少し調整した後パブコメに入りますので、なるべくここで御意見等をいただいております方がよろしいかと思っております。

鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木委員)

今のお話に関連しているのかもしれないんですが、資料4の2ページのところの、「審議会等の委員への女性への参画拡大」というところで、②に「調査と要因分析とフィードバック」とあるんですけど、このフィードバックをどういうふうにアウトプットしていくのかということまで記載した方がいいのでは。要は原因は分ったけど、それで終わりだと改善につながらないと思うので、そういうところを少し記載した方がいいんじゃないかなと思いました。

(日景会長)

事務局からお願いいたします。

(田中 GM)

その点につきましては、これはあくまでも現在の、来年度から動く計画に今の状況を合わせたらという形での参考なので、これは実際に来年度から動いていく際にはどういった形でフィードバックするのかということも含めて報告したいと思います。

(日景会長)

鈴木委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

今日、御発言をいただいてない方を中心に少し御意見をいただければと思うんですが。成果目標の方にいろいろ、かなり具体的な数値が入っているところですが、例えば、成果目標4番の家族経営協定締結農家数というところがありますが、現在1,275戸ということなんですけれど、33年までには1,450戸に増やしたいと。

これについて秋庭委員、いかがですか。約180戸くらい増やすということについて御意見をお願いします。

(秋庭委員)

そうですね、今の段階で1,275戸がやっていますけれども、今、農業で一番の問題が後継者なんです。高齢化も進んで、農家を離れる人が多くなっているんですよ。ですから、なるべくはこの目標に対して達成できるように各市町村でも呼びかけをして、できる限り、夫婦2人でも家族協定ができるように声かけはしているんですけども、なかなか難しい状況になっています。

後継者でも親と別に土地を保ってやらなきゃいけないという条件もあったり、いろいろ難しい点もあって、親が農業をやっているけど子ども達が農業をやりたいという子どもが少なくなっているんです。

我が家でも男の子が3人いますけれども、誰も農業をやろうと言ってくれません。それで、私達も2人なので家族協定をやろうかという話はしているんですけども、うちの人は今までどおりで十分だって言うんです。うちではある程度仕事の面でも夫婦で話し合って仕事をしていますし、休

むときは休む、映画を見に行ったり2人でどこかに出掛けるとか、そういう時間はある程度、ほかの家庭よりは持てきたつもりです。

その家族協定を結んで今までやってきた人の話を聞いてやっても、やっぱり、いいという方もたくさんいますけれども、中にはそれをやっても意味が無いような気がするという方もいるんです。

ですから、私達もなるべくはこの家族協定を1組でも多くやれるようになるべく呼びかけてやっていきたいと思います。

以上です。

(日景会長)

ありがとうございました。農業における男女共同参画という1つの尺度になりますので、ぜひ進めていただければと思っております。

それから佐藤昭雄委員の方からは、学校現場ということで、資料3の下の方ですが、学校の管理職に占める女性の割合が15.1%ということで、どちらかという低いということになっておりますが。このあたりのことを含めて御意見等をいただければと思います。成果目標には入っていないんですけれども、現状だけしかありませんが、それについて御意見等をいただければと思います。

(佐藤委員)

私自身が教育委員会の教職員課ではないので、具体的な数値等はお示しできないんですが。

実感としては、小学校であれば女性教員というのはベースとなる女性教員の割合がある程度いるんですけれども、それが中・高と上がると、やはり女性の教員の割合が低くなっていくので、どうしても女性管理職の割合が低くなっているのかなというような気はしております。

あと、他業種に比べては比較的制度的には恵まれてはいるんですが、やはり男性が育児休業を取るというのに結構ハードルの高さはあるのかなという気がしております。

直接今、聞かれた内容ではないのですが、先ほど来、益城委員や今委員の方から、富山委員の方からもありましたけれども、私はものを考えていく上で量的分析と質的分析、それからソフト面の改善とハード面の改善が非常に大事なんじゃないかと思うんですが。

例えば今、目標値として出ているのは数値目標ですよ。ですから5年後にここまでもっていきこうという数値目標に対して、私は特段異議はないんですけれども、例えば先ほど出たように、男性の育児休業の取得の割合とか人数だけではなくて、例えば年休取得での育児休業の割合が増えていくということだって、私は意味のあることではないかなと思っておりますし、それから過去の資料等を見ますと、例えば資料1-2の6ページのところに何度も出てくる意識調査のデータがあるわけなんですけれども、本県は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」であるという考えが非常に強いと、なかなか改善されないと。おそらく、これは今までも調査がやられていて、その時に年齢別・男女別の統計にもなっているのではないかと思うんですが。低い、低いと言いながら、この改善のためにどんな研修を打とうとしているのかという時に、その年齢が若年層であれば、例えば学校教育に働きかけて、例えば家庭科に保育とか育児とかありますので、例えば男女共同参画のこういったデータ等を基に、例えば女生徒に向けて、「どう思いますか？このデータ」みたいな、そういう簡単なパンフレットを使って中高の家庭科の中で、「本当にこのままで皆が子どもを持った時に、育児を男

性に手伝ってもらわなくていいんですか、男性に休みを取ってもらわなくていいんですか」というような、そういう啓発ができると思うんですよ。

ですから、例えば年齢分析をきちんとやって、それが若年層の意識が低いのであれば学校教育に働きかけることもできますし、それがそうではなくて働き盛りの30代、40代というのであれば、それはまさに今委員の会社で今委員が努力されているように、内部努力ではなくて企業の方に男女共同参画課の方から講師を派遣して、そして働き方とか、あるいは意識のことを研修会等で講演させてもらって、少し意識改善を図るとか。

やはり、低い、低いという中で、一体どの年齢層の意識が低いのかによって、やっぱり研修の打ち方も違ってくると思うんですよ。

ですから、この資料2にある数値目標の、例えば6. 講座で人数を増やす。これは量的増加を求めているんですけども。例えばこの講座がどんなものかはちょっとよく分らないんですが、青森市で開催される講座に来る人の割合を増やそうとしているのであれば、来るのを待つということですよ。でも、来るだけで意識が結構高くなっているんじゃないかと思うんですが、実際は意識の低い人達を何とかしたいというのであれば、むしろ講座自体を青森市ではなくて違うところで、例えば県南とか、あるいは津軽の方でも開催するという形で、県下全県的に参加しやすい環境づくりや講座の開催、あるいはその下の研修会等も人数だけで増加を見ようとしているんですけども、でも、これも実際に研修の組方等をいろいろ考えたり、年齢層のターゲットを変えていくことによって、私はただ人数だけ増やせば、例えば男女共同参画の意識が上がったという具合にはなかなかならないのではないかと思いますので、やはり、この目標値を設定するにあたっては量的な部分だけではなくて、質的なものも考慮に入れてやっぱり目標値を立てられたり具体的な事業立案していかれた方がいいのではないかと思います。

(日景会長)

ありがとうございます。なかなか1人では進まないところもあるので、やっぱりある程度皆でやっていくためには数値目標的なのはとても大事なことになるかなと、私どもも思っております。

それから小笠原委員からは、経営者というところを束ねるところにいらっしゃるということで、そのあたりの経営という側面から男女共同参画について少し御意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

(小笠原委員)

小笠原でございます。

今、会長からお話がありましたとおり、私ども県内の主立った企業で構成している人事労務を専門にする団体でございます。

会員アンケートを毎年行っておりまして、女性の管理職の登用とか採用とかのアンケートを見れば、年々意識が高まって管理職の登用も大変一頃に比べれば大幅に改善さえてきているというような状況になっておりますので、引き続きいろんな会合とか会報で男女共同参画の推進の取組の全体的なスピードアップも含めてPRして取り組んでいただくよう要請したいと考えているところでございます。

これまで、本日議論しておりますプランの関係の御議論があり、たくさんの方々が意見発表をさ

れております。私といたしましても、今日、事務局から御説明いただいた内容は前回の会議を踏まえて大変よく整理されており、本日議論になっております成果目標につきましても、これまで関係課との協議の積み重ね、さらには前回の計画との整合性等を十分に満たされていると思いますので、引き続き原案として大変いい内容になったのかなと思いますので、今後、庁内調整も含めまして手続きをしていただければと思っております。

ただ1つ、先ほど佐藤委員からもお話がございましたとおり、案を作ることが目的ではございませんので、今後、案が庁内調整を経ながらパブコメに付されて原案となる際は、実際会長からのお話にもございましたとおり、目標達成に向けて県民や関係機関、団体が一丸となって取り組んでいくという気運と言いますか、取組を後押しするようなことの施策も併せて次の審議会のところで出していただければ、皆さん、関係する方が取り組みやすいのかなと思いますので、要望としてお話しさせていただきますので、御検討方、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

(日景会長)

ありがとうございました。

最後になってしまいました、中島委員から、お仕事柄いろいろな方とお目にかかるチャンスがあるのではないかと思っておりますので、そのあたりも踏まえて御意見をいただければと思います。

(中島委員)

中島です。

最初に、毎回会議に参加させていただいて、この資料を作られることに本当にいつもありがたいとか感謝の気持ちでいっぱいです。学ばせていただきながらですけども、成果目標なども見ている、実際、こういうのが分かりやすいのが会社とか職場であるということがと、そして家庭の部分で、家族の部分でというのを見ているということは、今まで私も男女共同参画を知る上では意識はしてはいたんですけど、その中でもう1つ、地域とのつながり、消防団のことであったりPTAだったり自治会であったり、そういうところでもいろんな男女共に活躍できる場を設けていくと。ああ、この仕事と家庭+αで地域とのつながりにもしっかり目を向けていただいているということに、とても私も大切だなと感じていました。

私の仕事を通して言うと、ラジオ番組のパーソナリティーをさせていただいている番組に、消防団の方が半年ほど毎月来てくださって、消防団はどういうことをしているのか、どういう人が消防団なのかと。変な話、一般的には消防署の方と消防団員の区別もつかないような方が大変多い中で、消防団だよと、その半年ほどのシリーズの中で女性消防団の方が来てくださったことがあって、「えっ、女性もできるんですか？やるんですか？」みたいな話のところから、「私はこういうことをしているんです。女性ならではでできることもあるんです。昨日のような災害の時に、私達はこういうことをしているんです。1軒1軒ノックをして、声をかけることであるとか、赤ちゃんがいる、小さな子どもさんがいるようなところへは私達がお声かけをした方が力になれるんです。ぜひ、私達ができることがありますから、女性の皆さん、やりましょう。」という力強い声かけの番組をお届けできた時には、私自身もとても嬉しい気持ちになったのがとても記憶に新しく覚えています。

なので、そういう形でまたいろんな活躍ができるというところで、成果目標に、この消防団員に

占める女性の割合というところが出てきているところが、とても嬉しいなと思って見させていただいておりました。

以上です。

(日景会長)

ありがとうございました。

皆様から御意見をいただきましたが、他にぜひともこれはお話をしたいということがございましたらお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは今までの御意見によって、今回提示されました原案で基本的には進めたいと思っております。本日の計画の原案について皆さんから御了解いただいたと理解しております。ただ、その後、いろいろ御意見をいただきましたので、この後、事務局と私とで調整をさせていただきます。冒頭で部長からの御挨拶でございましたように、後日、皆様に改めて文書で意見照会をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは以上で本日の予定の案件を全て終了いたします。

最後に事務局からお願いいたします。

4 閉会

(鈴木部長)

委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただきまして大変ありがとうございました。

先ほども申し上げたとおり、本日いただいた御意見等を踏まえまして、プラン原案を再整理いたしまして、パブリック・コメントの手続きを行う予定でございます。パブリック・コメントでの意見を勘案したプラン修正案につきましては、12月に開催を予定しております次回の審議会で再度御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから今日の御議論の中で、成果目標につきまして、これは担当部局の方で、そちらの計画なりでもう数字が決まっていることだからというふうな方向での御説明もございましたけれども、そういうことにつきましても計画期間が終了しますとその担当部局でも計画を見直しして新しいのを作るわけですから、その際に、こういう意見があったということをちゃんと伝えて、それを踏まえて見直しをしていただくということで、ちょっとタイムラグはございますけれども、やっぱり県全体としてこの男女共同参画の推進のために取り組んでいきたいと思っておりますので、御了解をいただければと思います。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。